



秋晴れの心地よい季節となりました。今月も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 第3回食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会議事録の公表(厚生労働省)

7月26日に開催された標記会合の議事録が公表された。ポジティブリスト制度の具体的な仕組みについて、制度の対象となる材質等に関する議論が行われた。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000182639_00003.html

② 平成27年度のPRTR マップ全データの公表(NITE)

製品評価技術基盤機構(NITE)ホームページより、PRTRマップで公開している平成27年度の全ての排出量データ、推計濃度データ、事業所データが公表された。 https://www.nite.go.jp/chem/prtr/map_data/PRTRmapdata.html

③ 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数の公示(官報)

化審法少量新規化学物質の申出等の際の用途分類別の排出係数が官報公示された。

<https://kanpou.npb.go.jp/20180914/20180914h07349/20180914h073490004f.html>

海外動向

① 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)POPRC14の開催(UNEP)

9月17-21日、ローマで第14回残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC14)が開催された。本会合ではペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質について、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されたほか、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質について、条約上の廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することが決定された。さらに、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホンニルフルオリド(PFOSF)について、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われた。 <https://www.env.go.jp/press/105993.html>

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180926002/20180926002.html>

② REACH 18物質の認可リスト収載提案について(ECHA)

9月5日、ECHAはビスフェノールA等を含む18物質の認可リスト収載提案に関するパブリックコメントを開始した。コメント募集期間は2018年12月5日までとなっている。

<https://www.echa.europa.eu/recommendation-for-inclusion-in-the-authorisation-list>

③ ECHA 毒性センターのウェブサイトを更新(ECHA)

ECHAは毒性センターのウェブサイトを更新し、CLP規則に基づく危険有害混合物の情報届出に備えるための支援ページを追加した。新たな支援ページには、Unique Formula Identifier (UFI)の作成方法、製品ラベルに関する情報、届出ガイダンス等が含まれる。

<https://poisoncentres.echa.europa.eu/>

④ マイクロビーズ特定のための試験法の公表(カナダ)

カナダ政府は、消費者製品中のマイクロビーズ特定のための試験法を公表した。本試験法は、5mm以下のマイクロビーズを含むパーソナルケア製品中の製造輸入を禁止したMicrobeads in Toiletries Regulationsに関連するものとして開発された。

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/publications/microbeads-toiletries-method-445-0.html>



特集:ヒト健康影響⑨ 発がん性2

特定の化学物質の発がん性について GHS 分類を行う場合、当該物質について国際機関による分類結果がある場合はその分類結果を利用するとよいと先月号で紹介した。今回、具体的にどのように既存分類結果を用いて分類するかについて説明する。基本ルールは IARC(国際がん研究機関)の分類結果を優先して分類を行う。しかし、問題は IARC の分類年が古く、その後に他の国際機関等による分類がなされている場合にどう判断するかである。具体例としてテトラクロロメタンを挙げる。

テトラクロロメタン(四塩化炭素: CAS No. 56-23-5)の各機関による分類結果は表 1 のとおりである。GHS 分類にあてはめた区分は、2 と 1B に分かれる。分類年が最も新しい EPA のデータベースを調べると、EPA が L と分類した根拠は、1) ヒトでの発がん性の証拠は不十分だが、2) 実験動物で発がん性の証拠は十分あり、3) 肝臓腫瘍を生じると想定される作用機序(活性酸素の影響)を示すため、とされている(EPA IRIS (2010))。1)、2)だけでは、IARC のグループ 2B の基準と同じであるが、想定作用機序を加えた評価になっている。これを合理的と判断し、GHS 区分 1B とするか、まだ十分な根拠がない仮説の段階の機序として斥け、区分 2 とするかは、専門家判断に委ねざるを得ない。また、物質によっては発がん分類結果がないが、動物試験結果があり、それらの結果から分類が可能な場合もある。このような場合、動物試験の質(GLP/非 GLP、TG 準拠/非 TG、動物種・系統、1 群の匹数、ばく露経路・ばく露期間の妥当性)と試験結果(複数の動物種で腫瘍発生増加がみられるか、腫瘍の良性・悪性の別、腫瘍発生率など)を総合評価する必要があり、専門家判断が必要となる。

表 1 テトラクロロメタンの各機関による分類結果(CERI 調べ:2018 年 9 月)

分類機関	IARC	日本産業衛生学会	ACGIH	EPA	NTP	EU
分類結果	2B	2B	A2	L	R	2
分類年	1999	1986	2001	2010	1981	不明
GHS 分類区分	2	2	1B	1B	1B 又は 2	2

お知らせ

OCERI寄付講座

以下の CERI 寄付講座が開講しています。興味のある方は是非この機会にご受講ください。

- ・東京工業大学「ゴム・プラスチックの安全、安心一身の回りから先端材料まで」平成 30 年 10 月 3 日～(全 16 講義)
- ・九州大学「先端分子材料化学～設計、構造・物性、機能からデバイスまで～」平成 30 年 10 月 6 日～(全 14 講義)

<https://www.titech.ac.jp/event/2018/042317.html>

http://sangaku-center.city.fukuoka.lg.jp/2_H30後期/CERI寄付公開講座ポスター.pdf



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp